

奨学金の返還促進に関する有識者会議（第5回）議事録

1. 日時

平成20年3月6日（木曜日）15時 ～ 17時

2. 場所

九段会館 翡翠の間（3階）

3. 議題

（1）奨学金の返還促進方策について

4. 出席者

市古委員（座長）、加山委員、黒葛委員、小林委員、斉藤委員、白井委員、宗野委員、濱中委員、藤村委員

（機構）

北原理事長、矢野理事、長谷川理事、大貫理事、佐藤監事、清水参与、栗原政策企画部長、増子政策企画部総合計画課長、山内総務部長、吉澤財務部長、香川財務部次長、富田奨学事業部長、二木奨学事業部副部長、吉田奨学事業部奨学事業計画課長、坂下情報部長、大滝情報部システム開発課長

5. 議事

○委員 機関保証制度加入者については、未成年者の場合、親の連絡先は把握していないのか。家族を連絡先として使うことを考えてはどうか。

○機構 未成年者については、申込時に確認書の中で、親権者として連絡先を必ず記入させることになっており、その意味では判明してはいるが、保証人ではないため、親に対して請求はしていない。

○機構 成年者については、親の住所を把握していないことになるわけだが、必要な場合に連絡先を把握することができるように検討していきたい。

○委員 求償権債権の回収について、日本国際教育支援協会は、機構よりも効果を上

げられるような督促のシステムができているのか。それができていないと回収額が上がらない。

また、親の住所がわかっている場合でも、保証人でない者に対して請求を行うのは、難しいと思う。そこは割り切るべきではないか。

○機構 協会の回収については、機構の回収体制を参考としてその体制を構築しつつあると伺っている。

また、保証人でない者に対する請求行為は、確かにできないと思うが、仮に本人の住所を確認できなかった場合に、家族を通じて住所確認ができた方がよいと考えている。

○委員 協会は、政府とどのようなかわりをもっている組織なのか。中期目標、中期計画の策定を必要とするのか。

○機構 文部科学省の認可法人であり、中期目標、中期計画について策定する必要はない。

○委員 回収委託について、長期延滞債権より、短期延滞債権の回収を強化していくという考えか。

○機構 決して長期延滞債権の回収をおそろかにするというわけではなく、短期延滞債権の回収により力を入れたいと考えている。また、延滞期間8年以上の債権は、全て法的措置の対象としたいと考えている。

○委員 既延滞債権のうち、分割返還確約者等を除いて、延滞期間8年以上の者について、法的措置を実施するとのことだが、このような債権も現在貸借対照表に計上されているのか。

○機構 計上されている。

○委員 むしろ、このような債権が貸借対照表に計上されていること自体が好ましく

ないと思う。一定程度以上は売却するとか、償却するということを、関係機関と交渉して行っていないと、機構の財政状態が良くないのではないかとと思われる。もう少し整理して、処理の仕組みを考えていくべきである。

○機構 債権の売却は、奨学金という性質上、難しいと考える。償却については、機構は国から事業資金を借りている関係にあり、国の債権の管理等に関する法律において、債権を消滅させるには、10年請求しても回収できなかった場合と定められているため、安易に償却はできないと思うが、今後検討したい。

○委員 貸借対照表の整理を行う必要があり、これを改善しないと抜本的な見直しにならないと考える。回収委託については、回収業者が行う督促は、機構と同じレベルか、督促頻度が高い程度だと思う。給与差押さえ等、強い手段をとらないのであれば、さほど効果はないと思う。まとまった件数があるのだから、機構の名前で、そのような手段を業者に代行してもらうべきである。

○機構 日本総研の調査でも指摘されたが、法的措置の委託はコストがかかるのに対し、短期延滞債権の回収はそれほどでもない。こうした費用対効果も踏まえて検討していきたい。

○委員 返還者の住所や入金状況をシステムで機械的に管理しているのであれば、もっと回収効果が上がってよいのではと思う。また、訪問による現地調査は、効率が悪いので、私どもの機関では実施していない。

○機構 訪問は、登録住所に実際に住んでいるのかを確認するためのもので、文書を送付しても、返戻にもならず反応がない者の状況を把握する方法として有効ではないか。

○委員 債務名義の取得等といった法的措置は、機構で行うのか。

○機構 機構で行っている。

○委員 督促文書を送付して返戻となる者について、職権消除で住民票がなくなる前に管理し、督促していけば、わざわざサービサーに外部委託しなくても、機構で同様の回収業務を行えるのではないか。

○機構 住所調査の必要性は理解している。そのため、この3月から貸与終了の際には、住民票の提出を義務付けたところ。

○委員 多重債務を防ぐため、個人信用情報機関への登録を早急に実施するべきだと考える。ただし、登録には、個人情報の取扱いについて、本人の同意を必要とし、最新の情報を登録しなければならないので、事務処理が煩雑となる。

○委員 総回収率は、これまで設定していなかったのか。

○機構 現在は、新規返還者の初年度末の回収率のみ設定されている。「見直し案」(※)において、総回収率に係るものも含め、設定するように求められた。

○委員 中期目標や中期計画に、総回収率を記載すると低い数字になってしまうのではないか。この原因は、債権償却ができない底だまりの部分にある。回収努力は良く行っているのに、底だまりがあるから率が悪いという前提があるので、新規返還者の初年度末の回収率で貫くべきではないか。

○機構 現行中期計画策定において、機構としては、総回収率の設定が困難なので、まずは新規返還者の初年度末の回収率を設定するという事になったが、「見直し案」の中で、次期中期計画では、総回収率に係るものを設定することが謳われたということである。それでは、総回収率をどう設定するかを考えるに当たり、従来の底だまりがあるという経緯や奨学金の特性を考慮して、求められている定量的な設定にどのように答えるのが適切なのか、目標設定の考え方等についてご意見を伺いたい。

○委員 総回収率を算出するための、計算式そのものの工夫が必要である。例えば、延滞期間2年までの債権を対象とし、その回収率が総回収率だという説明をすることなどが必要であり、そうしないと、総回収率を見た返還者が、逆に、返還しない方が

得という方向に意識が傾きそうなことが、懸念される。

○機構 総回収率の設定は政府に求められていることによるものであり、総回収率の考え方は、そのような説明では無理があると考えます。そこを説明できないと、設定することを避けているととらえられる恐れがある。

○委員 過去の制約された督促の仕組みの中で、総回収率の算出に当たり、全ての延滞債権を入れてしまっていることに無理がある。そういう事情を政府に認めてもらわなければならない。

○機構 民間金融機関の総回収率は、かなりの債権を償却して、整理された結果を示しているのではないかと。

○委員 実際、新規返還者の初年度末の回収率が95%なので、総回収率の目標設定となれば、90%台から始めないと印象が悪い。感覚的にあり得ない。

○委員 民間金融機関では、総回収率によって管理していない。総回収率という概念は、一般の人が理解するにはいいかもしれないが、金融市場では考えられない。民間金融機関では、債権の売却や不良債権引当の仕組みが整っているので、機構とは拠って立つ基盤が違うということである。きちんと償却して引当すれば、それなりの数値になると思う。ただ、債務者区分に基づいて引当金の理論値を算出しても、その財源をどうするかという議論になるので、その選択肢も取れない。総回収率という言葉にこだわるのであれば、何%改善するという言い方しかできないと考える。

○機構 昨年、独立行政法人の見直しが行われ、民間金融機関並に回収できないのであれば、回収を民間に委託すべきという話が出たことから始まっているが、民間並というのがどの程度を言うのかわからない。民間金融機関で、公にされている、回収率を示すデータ、又はそれに関連するデータというのはあるのか。

○委員 民間金融機関と言っても、銀行か、いわゆる消費者金融ととらえるかで違う。銀行であれば、初年度の回収率95%はそんなに悪くない。しかし、おかしいと言われ

るというのは、貸し出し利率が低いからである。コマーシャルベースで考えたときに、リスクをカバーできる金利体系になっていないが、それは教育的配慮があるからである。この議論については、ある時は経済合理性を、またある時は教育政策としての意義を前提にするなど一貫していないところに問題があると考え。数字の議論をするならば、一定の留保条件があるからこの位の回収目標であるという話である。そこをカバーしろと言われたら金利を上げるしかなくなってしまう。

○委員 事情があって返還できない人が多いというのも、延滞者の調査で明らかになっている。返還猶予の制度を知らない人も多いと思われる。返還猶予の処理を行えば、この数字も変わるかもしれないが、どう変わるかは分からない。奨学金の性質を考慮して、長い期間かけて返還すればよいという仕組みにするしかないと思う。延滞者の調査は、データ収集手段としては必要ではあるが、調査自体もお金がかかるし、今の時勢、社会的に許されるか議論もあろうが、きちんと把握する必要はあるだろう。

○機構 機構になってからは、新規返還者に係る初年度回収率目標 95%を掲げてきた。「総回収率に係るものも含めて」という記述を、機構になってからの目標値として読んではどうか。そうすれば、我々としても責任を持って回収し、それを継続していくという姿勢を示せる。

○委員 その案に賛成である。考え方の整理が必要ではないか。実態からかけ離れて、誤解されないようにすることが必要である。

○委員 前回会議の議論で、アメリカの連邦政府奨学金では、デフォルト率が下がったとのことだったが、計算に際しては延滞期間2年未満しか入れていない。他国の事例を見て検討していくべきではないか。

○委員 返還誓約書徴収の早期化については、採用時に提出させることによって、現行の方式で問題となっている徴収漏れを防ぐことに意味があるのであって、仮に途中で辞退した場合に、減額修正した返還誓約書を再提出させるのであれば、徴収漏れのリスクは変わらないわけで、それでは意味がないのではないか。

保証人の選任は、採用時にぜひとも実施してほしいが、大学在学の4年間で、保証

人が亡くなる等異動の可能性がある。その際返還誓約書の再提出ということになれば、先ほど述べたのと同じこととなる。

返還誓約書徴収の早期化実施に際しては、このような問題もあるが、メリットも大きいということについて、議論を深めて検討した方がよいと思う。

○機構 中途退学の場合、最初に提出した返還誓約書より貸与金額が減ることになるが、このように負担が減るケースでは、返還誓約書の再提出は不要との弁護士の見解を得ているので、その問題はないと思う。

○委員 2度提出させる手間がないのであれば、問題ないと思う。

○機構 貸与金額は、貸与額通知書により確定させることになる。

○委員 回収業務について、外部委託を行っても機構で行う場合と回収状況があまり変わらないのではという意見があったが、これに対する考えはあるか。

○機構 回収業務の外部委託を延滞状況に応じて実施したい。

○委員 督促の実施方法については、人的保証の場合だけでなく、機関保証の場合もあわせて検討していくべきではないか。

○委員 業績優秀者免除は大学院生のみ対象としているが、学部学生等への返還免除制度の導入について、間接的にデフォルト率が下がる話につながるので、報告書作成の際の検討事項として入れた方がよいと思う。

○委員 延滞者に法的措置を講じていく場合において、その中でどのように順位をつけるのか。

○機構 新たに発生していく延滞債権について、返還猶予処理や分割返還の確約が行われたもの以外は、原則として法的措置を講じていくことを検討している。

○委員 近年の機構の法的措置状況について、どのような基準で選別して訴訟に持ち込んでいるのか。

○機構 1年以上入金がない者を申立予告対象者としているが、過去に入金があったケースも含まれる。

○委員 延滞期間8年の場合、あと2年経てば10年経過で時効となる。奨学金の返還は、割賦の弁済期ごとに時効が到来することになるが、学生が、時効があるなら払わない方が得と思うのではないかという懸念がある。延滞期間が10年近い人はすぐに法的措置をとらないと、払うという意識をもたないのではないかと考える。

○機構 法的措置は、平成18年度から本格的に実施したばかりである。法的措置に回す債権の線引きは、実際には難しい。本来、勤務先が判明している人から強制執行するなど、属性に応じて対応する必要がある。優先順位をつけて行っていくことが必要だと考える。

以上

※『『独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案』（平成18年12月）